

# アウトリーチ等を通じた継続的支援事業者公募要項

米子市福祉保健部福祉政策課

## 募集目的

米子市では、重層的支援体制整備事業の相談支援の一つとして、複雑化・複合化した生活課題等の支援ニーズを抱えながらも自ら助けを求めないために、必要な支援が届いていない方やその家族（以下「支援対象者」という。）に対し、家庭訪問や同行支援、面談、電話、メール等の多様な働きかけを行うことで、信頼関係を構築しながら必要な支援を届けるとともに、対象者に寄り添った継続的な伴走支援を行うことで抱える課題の状況が悪化することを防ぎ、緊急の場合には速やかに介入できる体制を整えることを目的とした「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」を実施することとしており、当該事業を委託する事業者を選定するため、公募を実施する。

## 記

### 1 業務内容の概要

- (1) 名称 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
- (2) 内容 「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業業務仕様書（別紙）」による。
- (3) 委託期間 委託契約締結の日から令和8年3月31日まで

### 2 委託料

- (1) 訪問（支援対象者に会うことができなかったものを含む。）
  - 1, 500円（税込）に、当該業務を実施した回数に乗じて得た額。
- (2) 面談又は同行支援
  - 1, 500円（税込）に、当該業務を実施した回数に乗じて得た額。ただし、同一の支援対象者に対し同一の日において面談と同行支援を実施した場合には、1回として算定する。
- (3) 会議参加（仕様書第4項（2）に定める）
  - 2, 000円（うち消費税及び地方消費税の額181円）に当該業務を実施した回数に乗じて得た額。
- (4) 管理（支援対象者との電話及びメールのやり取り等、訪問並びに面談及び同行支援に該当しない業務をいう。）
  - 月額4, 000円（税込）に当該業務の対象となる支援対象者の実数に乗じて得た額

### 3 参加資格

受託者は、次に掲げる参加資格を満たす者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと
- (2) 米子市内に活動拠点を有し、米子市内でアウトリーチ（訪問支援）に関する活動実績が

あること

- (3) 本事業の主旨を十分に理解したうえで委託業務を実施できること
- (4) 本事業の遂行に経験を有する人材を確保していること
- (5) 個人情報の取扱いについて適切な保護措置を講じていること
- (6) 米子市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月 26 日条例第 21 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する暴力団、又は第 2 号に規定する暴力団員に該当しないこと
- (7) 市税を滞納していないこと

#### 4 本募集に関する質問及び回答

応募に関する質問及び回答は下記のとおり行う。

- (1) 提出期間 令和 7 年 4 月 24 日（木）午後 5 時まで（必着）
- (2) 提出場所 米子市福祉保健部福祉政策課 総合相談支援担当  
〒683-0811 鳥取県米子市錦町一丁目 139 番地 3 ふれあいの里 2 階  
(電話番号)0859-21-8428 (E-mail)furesato@city.yonago.lg.jp
- (3) 質問方法 質問書（様式第 1 号）により、電子メール又は郵送で行うこと。
- (4) 回答 令和 7 年 4 月 30 日（水）までに、回答する。

#### 5 参加申込書兼役員等調書兼照会承諾書の提出

- (1) 提出期限 令和 7 年 5 月 14 日（水）午後 5 時まで（必着）
- (2) 提出場所 米子市福祉保健部福祉政策課 総合相談支援担当  
〒683-0811 鳥取県米子市錦町一丁目 139 番地 3 ふれあいの里 2 階  
(電話番号)0859-21-8428 (E-mail)furesato@city.yonago.lg.jp
- (3) 提出資料 参加申込書兼役員等調書兼照会承諾書（様式第 2 号）
- (4) 提出方法 持参又は郵送（持参する場合は、事前に必ず担当者へ連絡すること）  
※なお、応募者多数の場合は、「参加申込書兼役員等調書兼照会承諾書」提出締切後、  
事業実績を基にした予備選考を行う場合がある。

#### 6 実施計画書の提出

- (1) 提出期限 令和 7 年 5 月 14 日（水）午後 5 時まで（必着）
- (2) 提出場所 米子市福祉保健部福祉政策課 総合相談支援担当  
〒683-0811 鳥取県米子市錦町一丁目 139 番地 3 ふれあいの里 2 階  
(電話番号)0859-21-8428 (E-mail)furesato@city.yonago.lg.jp
- (3) 提出資料 実施計画書（様式第 4 号）
- (4) 提出方法 持参又は郵送（持参する場合は、事前に必ず担当者へ連絡すること）

#### 7 受託者の選定

- (1) 事業者の決定方法

受託者の選定については書類審査のみとし、参加申込者のプレゼンテーション等は実施しない。

(2) 決定の通知等

選定結果は、全応募者に文書で通知する。選定事業者名は米子市ホームページ上で公表する。また、落選した事業者については、名称を伏せた上で結果を公表する。

(3) 選定基準

次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な選考を行うものとする。

- 事業の目的に対する理解
- 事業の管理・人員体制
- 支援の実績
- アウトリーチ（訪問支援）に関する見識
- 支援の意欲
- 情報収集能力
- 関係機関等との連携
- 支援の質の向上に関する意識

なお、受託者の選定は 1 事業者と限らず、審査をもとに決定する。

## 8 契約手続

受託者と別途協議する。

## 9 留意事項

- (1) 本募集の参加に要する一切の費用は参加者負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 提出された書類に虚偽又は不正があった場合は失格とする。
- (4) 提出書類は、公文書公開請求があった場合、公開することがある。

## 10 スケジュール（予定）

公募要項等公表	令和7年4月10日（木）
質問書提出期限	令和7年4月24日（木）
質問回答	令和7年4月30日（水）
参加申込書兼役員等調書兼照会承諾書提出期限	令和7年5月14日（水）
実施計画書提出期限	
受託者の決定	令和7年5月下旬

### 【問い合わせ先】

米子市福祉保健部福祉政策課 総合相談支援担当  
〒683-0811 鳥取県米子市錦町一丁目 139 番地 3 ふれあいの里 2 階  
(電話番号)0859-21-8428 (E-mail)furesato@city.yonago.lg.jp